

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

印西市教育委員会

印西市教育委員会では市立小中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

災害共済給付は、学校の管理下において、児童生徒が災害（負傷・疾病・障害・死亡）に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的共済制度で、その主な内容は以下のとおりです。

■ 共済掛金（年額）

小中学校：年額 920 円（保護者負担額 460 円、教育委員会負担額 460 円）

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額 ※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 [通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円[通学(園)中の場合 1,500 万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円[通学(園)中の場合 1,500 万円]
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円[通学(園)中の場合も同額]

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にいる場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 医療費は1回の受診で満たなくても、同一災害について、すべての受診の合計が 500 点以上(医療機関窓口での自己負担3割分支払いが 1,500 円以上)となれば対象となります。
- ⑤ 生活保護法の保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 健康保険が適用される療養が対象です。差額ベッド料金、自由診療等は対象となりません。
- ⑦ 高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額に総医療費の1割を加えた額が給付されます。
- ⑧ 疾病に関する医療費は、熱中症、学校給食による食中毒など、文部科学省令に定めるものに限りません。

裏面もご覧ください

「災害共済給付制度」の手続きについて

学校でケガをして医療機関等へ受診

医療機関等の窓口で、保険診療の3割の自己負担（総医療費の3/10）を支払う

※原則として、子ども医療費助成受給券は使用しないでください。（領収書を必ず保管）

保険診療の合計が500点以上のとき
（自己負担額 1,500円以上）

①学校へ連絡

学校から必要書類を配付

②医療機関で書類に記入してもらう
（1か月1枚）

③書類を学校へ提出

医療等の状況・口座振込依頼書・通帳コピー
※必ず領収書を添付すること

④センターで審査・給付決定
指定口座に振り込み
（3～4か月後）

総医療費の4割（自己負担額3割+療養費加算1割）が給付され、指定口座に振り込まれます。

保険診療の合計が500点未満のとき
（自己負担額 1,500円未満）

市役所子育て支援課に申請

（子ども医療費の償還払いを申請）

指定口座に振り込み

市役所子育て支援課から助成金（自己負担額から1回あたり200円または0円を差し引いた額）が指定口座に振り込まれます。

《子ども医療費助成制度との関係について》

お子様の医療費助成には「子ども医療費助成制度」がありますが、学校管理下での災害については、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」が優先されますので、「子ども医療費助成受給券」は使用しないようお願いします。

制度名	医療機関窓口での自己負担額	給付（助成）額	申請方法
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	総医療費の3割 ※幼児は2割 (3/10)	総医療費の4割 (4/10)	所定の書類を学校に提出し、後日給付金を受けとる。
子ども医療費助成制度	受給券を提示し、 通院：1回200円 または無料 調剤：無料	同左	事前に申請し、受給券の交付を受ける。